

見積内訳書の提出について（お知らせ）

菰野町では、入札における不正行為の防止及び無積算業者の排除を目的として、建設工事については、入札時に見積内訳書を提出していただいているところですが、このたび、「見積内訳書の取扱いについて」を定めましたので、お知らせします。

記

見積内訳書提出の際の注意事項については、以下のとおりとしますので、「見積内訳書の取扱いについて」とともに、ご留意下さい。

注意事項

- (1) 見積内訳書の内容に不備等があるときは、「見積内訳書の取扱いについて」に基づき、無効とします。（例：見積内訳書が未提出の場合や**入札書と見積内訳書の合計金額が一致しないとき**など）
- (2) 見積内訳書は、特に指示がない限り 1 回目の入札時に提出していただきますので、1 回目の入札金額に対応する内容で作成して下さい。
- (3) 一括値引き、減額項目が計上されているなど（スクラップ控除等を除く）根拠が不明確となる記載はしないこと。このような場合は無効とします。
※ 工事価格（＝入札額）が千円止めとなるよう一般管理費にて千円未満の端数処理を行うことは可とするが、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。
- (4) 談合があると疑うに足りる事実があった場合は、見積内訳書を公正取引委員会等に提出します。また、落札決定後又は契約締結後であっても、談合等の事実が発覚した場合は、当該落札者の決定又は契約を取り消します。
- (5) この取扱い開始により、見積内訳書を求める工事等については、開札時点では、落札者ではなく、落札候補者として決定します。落札候補者については、同日開札の入札がすべて終了後、速やかに落札候補者決定後に行う内容確認を行い、落札者として決定し、連絡をします。（原則として、開札日と同日中に決定します。）
- (6) 内容確認を行った結果、落札候補者の入札の無効が判明した場合は、落札候補者が次順位者に移行しますが、次順位者が開札時点の落札候補者と同額入札者かつ複数名の場合、開札時に落札候補者抽選で使用了決定番号を使い、入札に関係のない職員の面前で、再度落札候補者決定番号を抽選し、落札候補者を決定します。なお、同額入札者不在で次順位者が複数名の場合については、最初から落札候補者決定のくじをやり直します。この場合のくじは、入札時のくじ希望者（＝入札立会人）に対し連絡をし、それ以外の方については入札に関係のない職員が抽選をします。
- (7) 入札結果については、落札者決定後に公表します。